(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市表彰規則(平成9年姫路市規則34号)第8条の規定に 基づき、同規則第3条第8号に該当するものとして行う本市の芸術文化の振興と向 上に資するための姫路市芸術文化賞(以下「姫路芸文賞」という。)について必要 な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 姫路芸文賞は、芸術及び文化の振興のためその功績が顕著であり、姫路市を 中心に活躍し、又は姫路市に貢献した者若しくは団体を対象とする。

(種類)

第3条 姫路芸文賞は、芸術文化大賞、芸術文化賞、芸術文化年度賞及び芸術文化奨 励賞の4種類とする。

(選考基準)

- 第4条 姫路芸文賞候補者の選考基準は次の各号に掲げるとおりとし、その年に表彰 される者又は団体の数の上限は、当該各号に定める数とする。
  - (1) 芸術文化大賞 特に優れた芸術作品を創造した者若しくは団体、又は文化活動を通じて傑出した業績を挙げ、文化の向上発展に顕著な功績のあった者若しくは 団体 1
  - (2) 芸術文化賞 永年にわたり、優れた創作活動を通して、芸術文化の向上発展に 貢献した者若しくは団体又は永年にわたり、顕著な文化活動を通して、地域文化 の向上発展に貢献した者若しくは団体 4
  - (3) 芸術文化年度賞 最近1年間に優れた作品を発表し、芸術文化の向上発展に貢献した者若しくは団体又は最近1年間に顕著な文化活動を通して、地域文化の向上発展に貢献した者若しくは団体 2
  - (4) 芸術文化奨励賞 優れた芸術文化活動を行い、将来一層の活躍が期待される者 又は団体 2
- 2 前項の規定にかかわらず、必要と認める場合は、芸術文化年度賞及び芸術文化奨励賞の数の合計が4を超えない範囲で、それぞれの賞の数を増減することができる。 (表彰)
- 第5条 姫路芸文賞の表彰は、賞状と副賞の贈呈をもって行うものとする。
- 2 姫路芸文賞の表彰は、年1回とする。

(選考)

第6条 姫路芸文賞候補者の選考は、公益財団法人姫路市文化国際交流財団に委託して行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

附即

この要綱は、平成18年11月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年8月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。